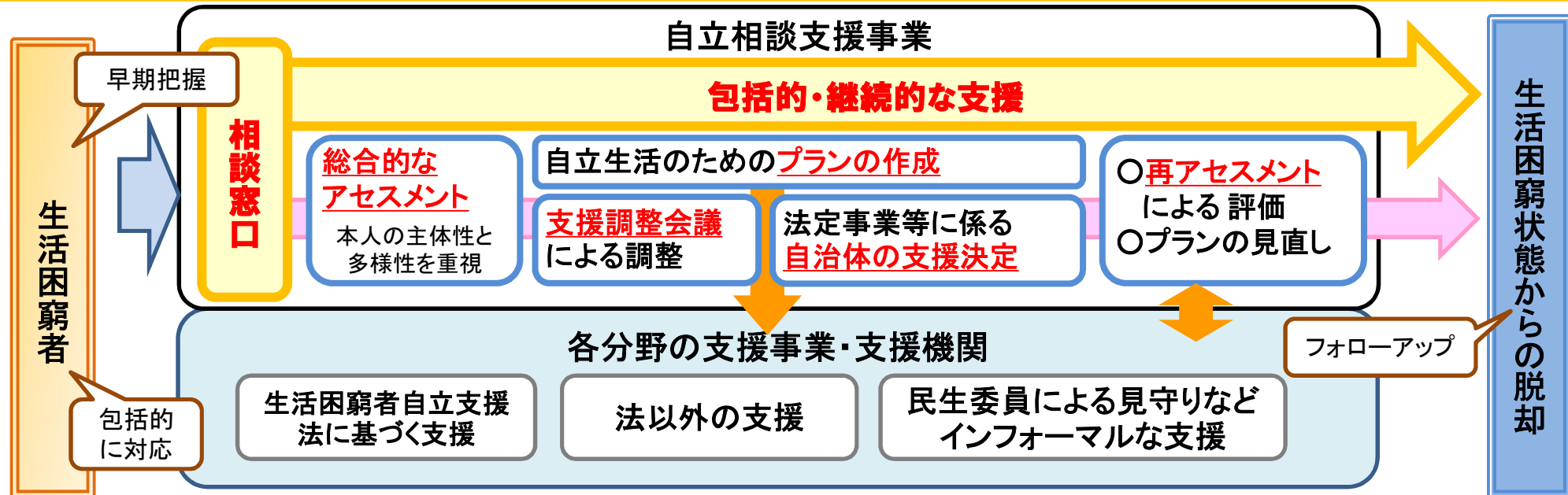


自立相談支援のあり方について

自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援事業におけるプランの例

- 自立相談支援事業においては、相談者・世帯の状況に応じ、様々な支援を盛り込んだプランを作成し、継続的な支援が行われている。

※自治体から提供された支援実例を元に、加工したもの

複合的な課題を抱える複数人世帯のケース

- 相談者の就労支援の希望であるが、配偶者が精神疾患で在宅せざるを得ず、前職を離職しており、世帯支援が必要。
- 自立相談支援機関において、まず配偶者について医療機関受診へのつなぎを行い、医療保護入院となる。あわせて障害者手帳と障害年金の申請支援を開始。
- 次に、住居確保給付金を申請し、相談者の就労支援を開始。この段階で、多額の借金があるとの相談があり、弁護士へ相談をつなげて破産手続を開始。
- 無料職業紹介事業所にて介護職を紹介してもらい、正規雇用として就労開始。
- 配偶者は障害者手帳を取得し、病状も落ち着いてきたため退院、デイケアに通う。

ひとり親世帯のケース

- 中学生の子の不登校問題をきっかけに民生委員が家庭訪問すると、数日間食事をしていない母親が出てきた。
- 母は離職しており、電気・電話の供給も止まっていた。民生委員が自立相談支援機関まで付き添い、支援につながる。
- 直ちに食糧支援により当座をしのご。その後、生活保護受給者等就労自立促進事業を行うことにより就労が決定し、生活再建。
- 現在は子どもの不登校について学校・民生委員と連携して支援を継続。

ひきこもりの人のケース

- 市の広報で就労準備支援事業を知り、家族とともに相談に来る。不登校があり家族が見守ってきたが、家族の高齢化とともに将来的な不安が強くなり相談。
- 就労準備支援事業の利用に向けたプランを作成。まず清掃工場でのボランティア。慣れてきたら半日で1,000円の公園清掃を予定。
- その後は、スーパーの裏方業務など一般就労につながるケースや、求職者支援訓練につながるケース、障害者手帳を取得して就労移行支援事業や就労継続A型につながるケースなど様々。

家計収支がマイナスの高齢単身世帯のケース

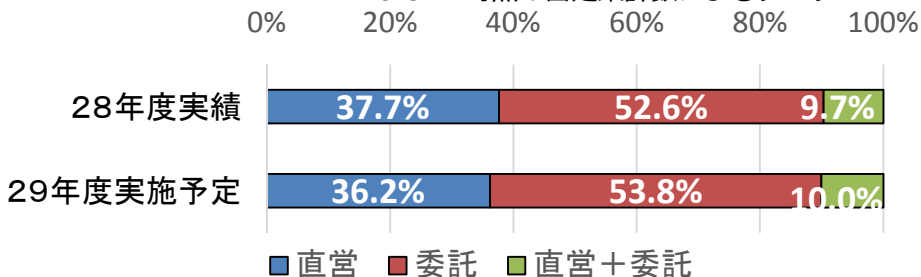
- 家賃滞納によりアパートの退去を求められ、不動産事業者と民生委員に付き添われ社協の貸付に来所。
- 貸付だけでは解決しないので自立相談支援事業へつなぎ、貸付条件として家計相談支援事業を利用することとする。
- 年金支給月に必要な経費と生活費を算出し、本人に実行してもらおう。毎週購入した物のレシートにてチェックを行う。
- 増収のためシルバー人材センターに登録。作業の臨時収入が入るようになる。支援中に、子が同居して金銭管理を行うこととなる。
- シルバーでの臨時収入分2万5千円相当を毎月貯蓄できるようになる。

自立相談支援事業の実施状況

- 自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて約6割強の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉協議会が約7割強と最も多く、次いでNPO法人や社会福祉法人(社協以外)となっている。
- 平成28年度は、全国に約4,500人の支援員が配置されている。
- 自立相談支援事業の実施に福祉事務所(生活保護担当)が関わる自治体が約85%を占めている。

1. 運営方法

(28年度実績) n=836
(29年度実施予定) n=837
H29.5.22時点の暫定集計数によるデータ



3. 事業従事者数(実人数)

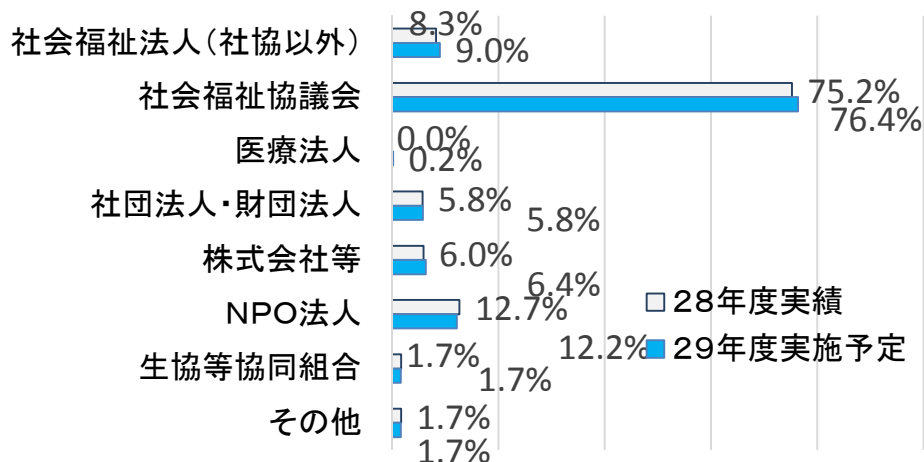
従事者数

4,616人
(うち、支援員の実人数は4,464人)

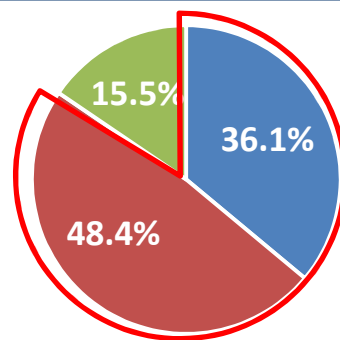
※複数職種を兼務している場合も1人とカウントしている

2. 委託先(複数回答)

(28年度実績) n=521
(29年度実施予定) n=567
H29.5.22時点の暫定集計数によるデータ



4. 福祉事務所(生活保護担当)との関係からみた運営方法



- 福祉事務所(生活保護担当)が自立相談支援事業も直営で担っている
- 福祉事務所(生活保護担当)が生活困窮者自立支援法の所管課であり、自立相談支援事業は委託により実施
- 福祉事務所(生活保護担当)は生活困窮者自立支援法の施行には直接関係していない

(出典) 1・2は平成28年度生活困窮者自立支援制度の実績調査・平成29年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査、3は平成28年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査。4は平成28年度自立相談支援事業と関係機関等の連携状況に関するアンケート(いずれも厚生労働省生活困窮者自立支援室)。

支援期間約7ヶ月でのステップアップ状況について

○ 「新たな評価指標」を用いて、平成28年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、支援当初約7ヶ月(初回チェック時から第3回目まで)でのステップアップ状況を見ると、「①意欲・関係性・参加に関する状況」、「②経済的困窮の改善に関する状況」、「③就労に関する状況」のいずれかでステップアップしている人の割合が**65.2%**である。

新たな評価指標でステップアップを確認している項目(平成28年度から運用)

① 意欲・関係性・参加に関する状況

	初回	第2回	第3回	第4回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。				
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。				
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。				
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。				
(合計)	0	0	0	0

② 経済的困窮の改善に関する状況

1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回	第3回	第4回

③ 就労に関する状況

1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)
5 定着・増収を実現し、就労自立した

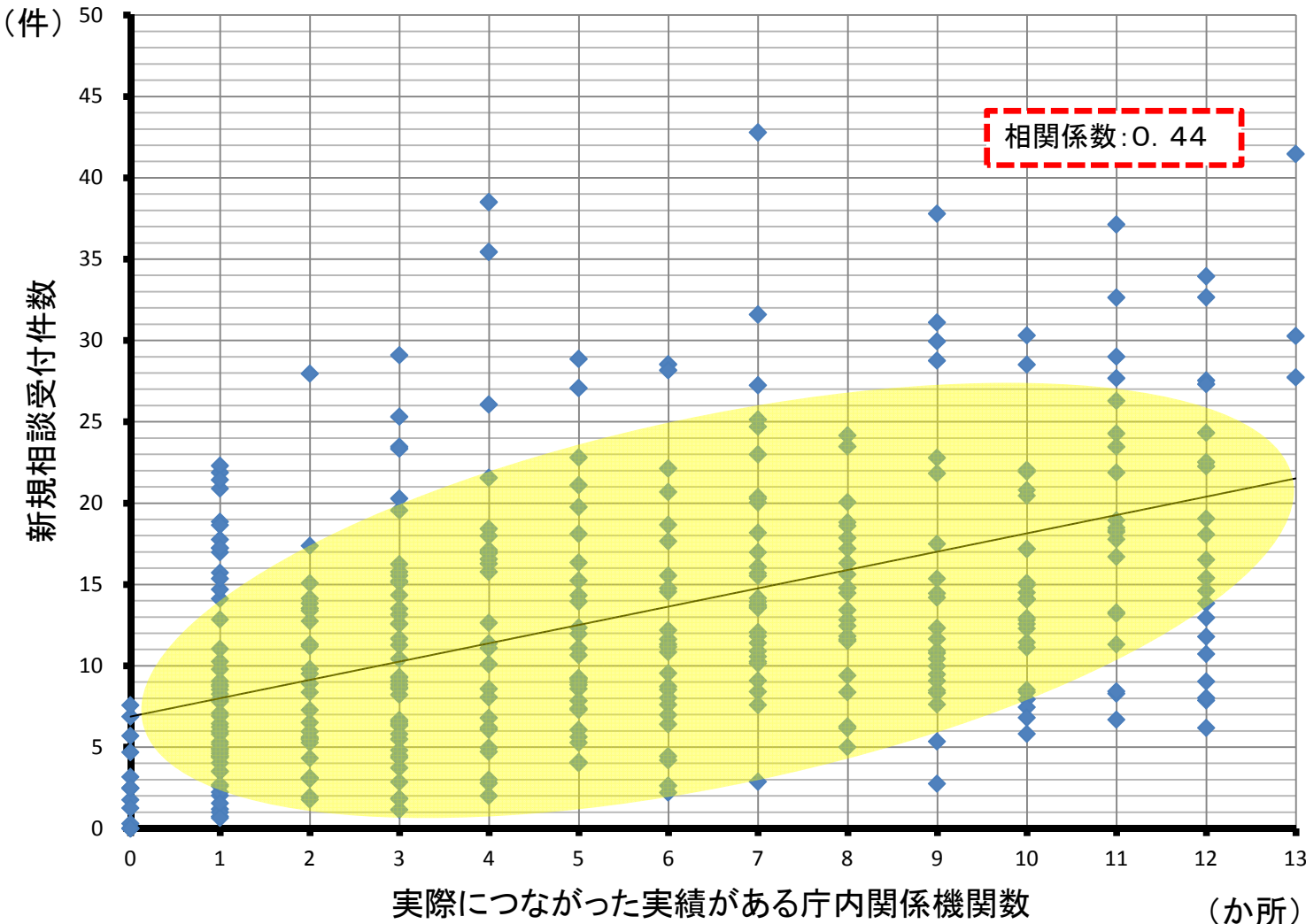
初回	第2回	第3回	第4回

1. 自立相談支援事業に生活困窮者をつなげる仕組み

① 関係機関との連携

関係機関との連携状況と新規相談件数の関係

○ 自立相談支援機関・関係機関の間の連携状況と新規相談件数の関係をデータで検証することは難しいものの、一般に庁内連携しやすいと言われる直営の自立相談支援機関(363箇所)において、実際に相談者がつながった実績のある関係機関数と新規相談件数の関係を見ると、中程度の相関関係が見られる。

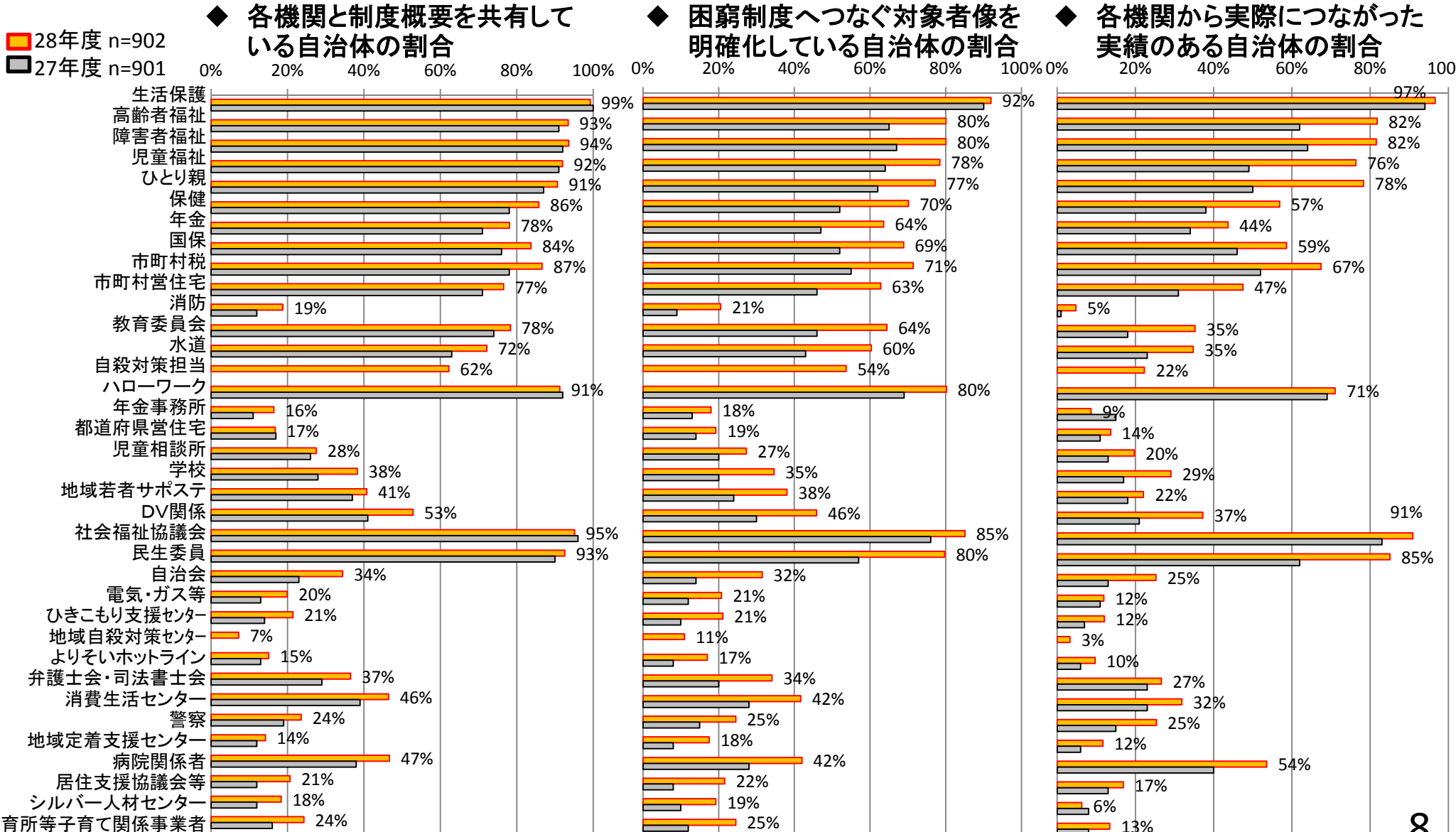


(出典)

自立相談支援機関を直営で運営している363自治体についてのデータ。横軸の相談がつながってきた関係機関の箇所数については、「自立相談支援機関の連携状況に関するアンケート」(H27.12実施)による。生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、ひとり親、保健、年金、国保、市税、市営住宅、消防、教育委員会、水道の13機関から「実際につながった実績がある」機関数をとったもの。

関係機関との連携状況について

○ 関係機関との連携は、初年度から28年度にかけて着実に進展している。



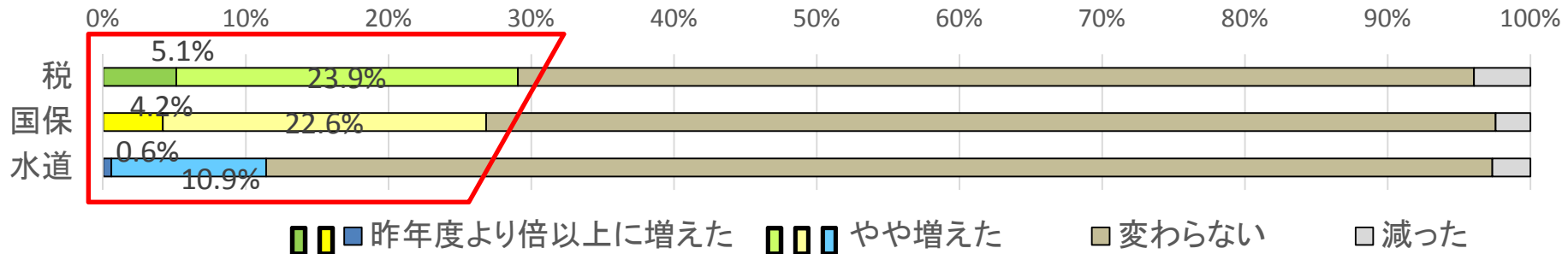
(資料出所) 平成28年度自立相談支援事業と関係機関等の連携状況に関するアンケート(H29.2実施、厚生労働省生活困窮者自立支援室)。以下P12まで同じ。

関係機関から相談がつながる際の実態①

- 特に税・国保については、全体の約3分の1の自治体でつながる相談者が増えている。
- 個別ケースのやりとりを重ねつつ、税・国保担当等の側で困窮者法の理解が進み、滞納者の納付相談時に自立相談支援事業が紹介されていることがわかる。

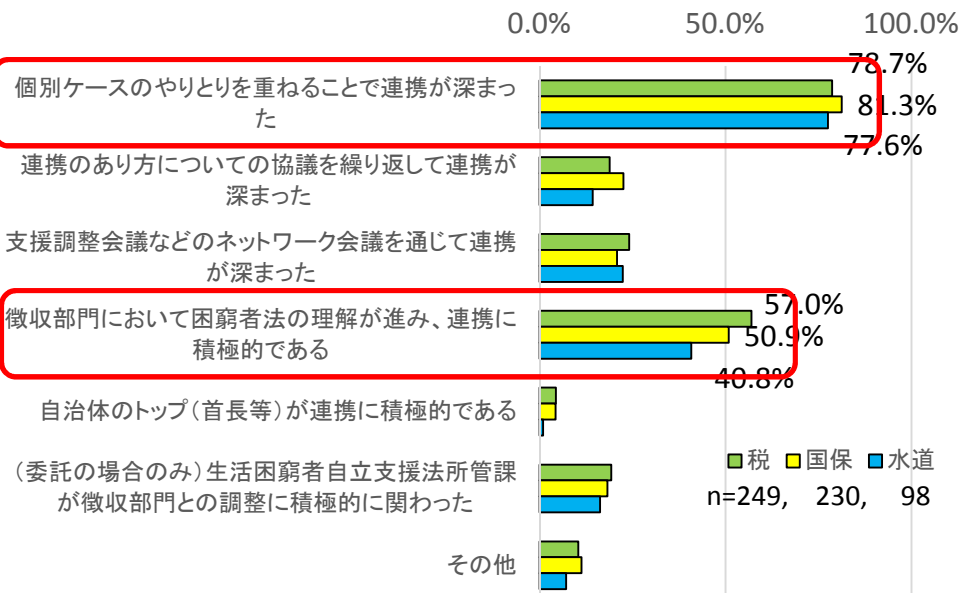
1. 税・国保・水道の各部門から実際に対象者がつながってきた件数の状況(自治体の状況)

n=857、都道府県を除く
福祉事務所設置自治体



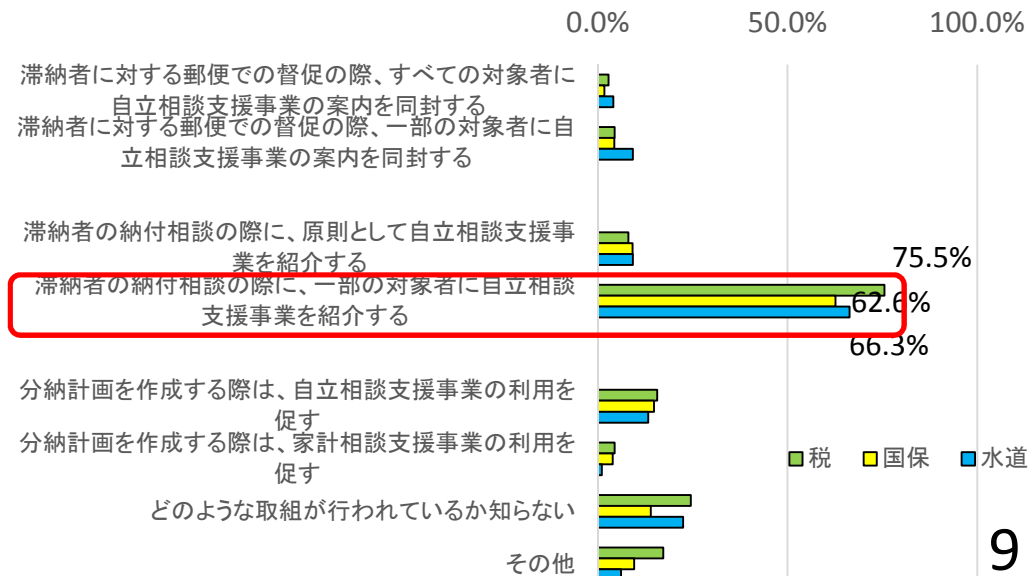
2. 1で増加がみられた自治体の状況 (複数回答)

(複数回答)



3. 1で増加がみられた自治体の税・国保・水道各部門における取組 (複数回答)

(複数回答)

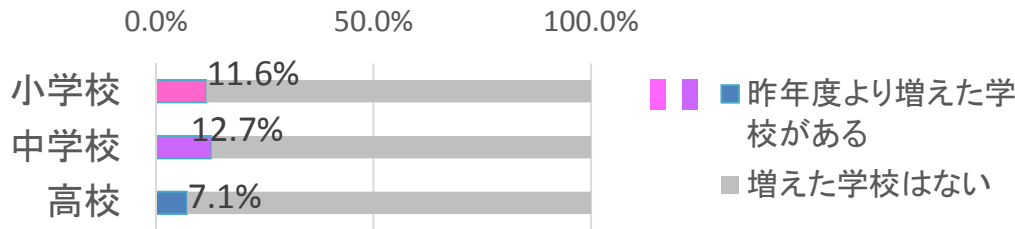


関係機関から相談がつながる際の実態②

- 公立学校について見ると、主に小中学校においてつながる相談者が増えている。個別ケースのやりとりを重ねつつ、特に小中学校においてはスクール・ソーシャル・ワーカーがキーパーソンとなっていることがわかる。
- 子どもの不登校や問題行動、納付する費用の支払い遅れ等により、世帯支援の必要性が認識され、支援につながっている。

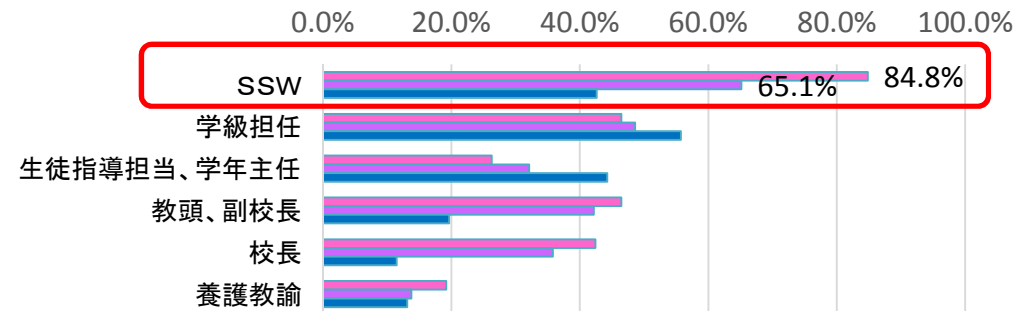
1. 各公立学校から実際に対象者がつながってきた件数の状況

n=857、都道府県を除く福祉事務所設置自治体



3. 連携に当たっての学校側のキーパーソン

(複数回答)

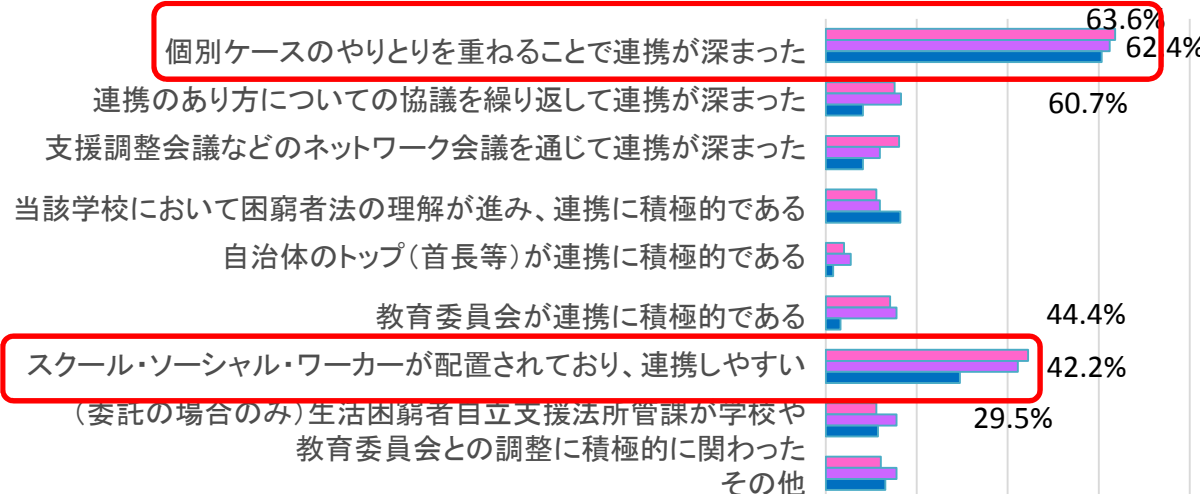


2. 1で増加がみられた自治体の状況

n=小学校99、中学校109、高校61(以下3・4も同じ)

(複数回答)

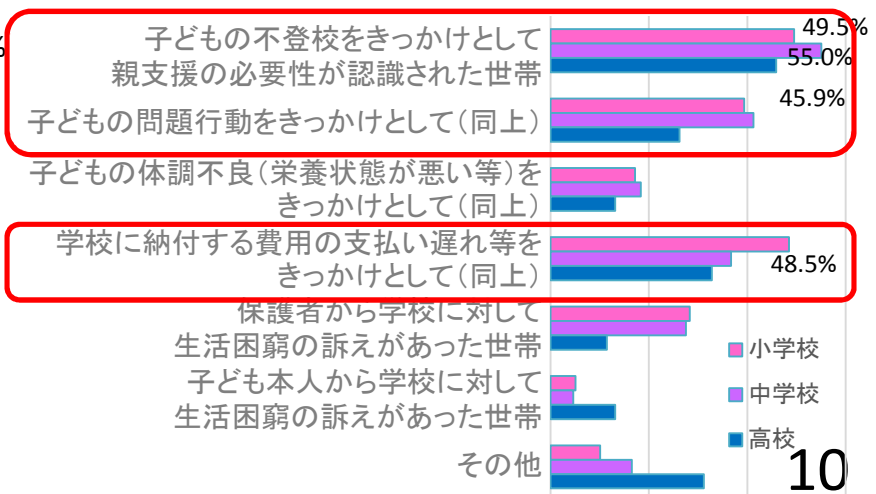
0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0%



4. つながってきた世帯の状況(自治体の回答)

(複数回答)

0.0% 20.0% 40.0% 60.0%

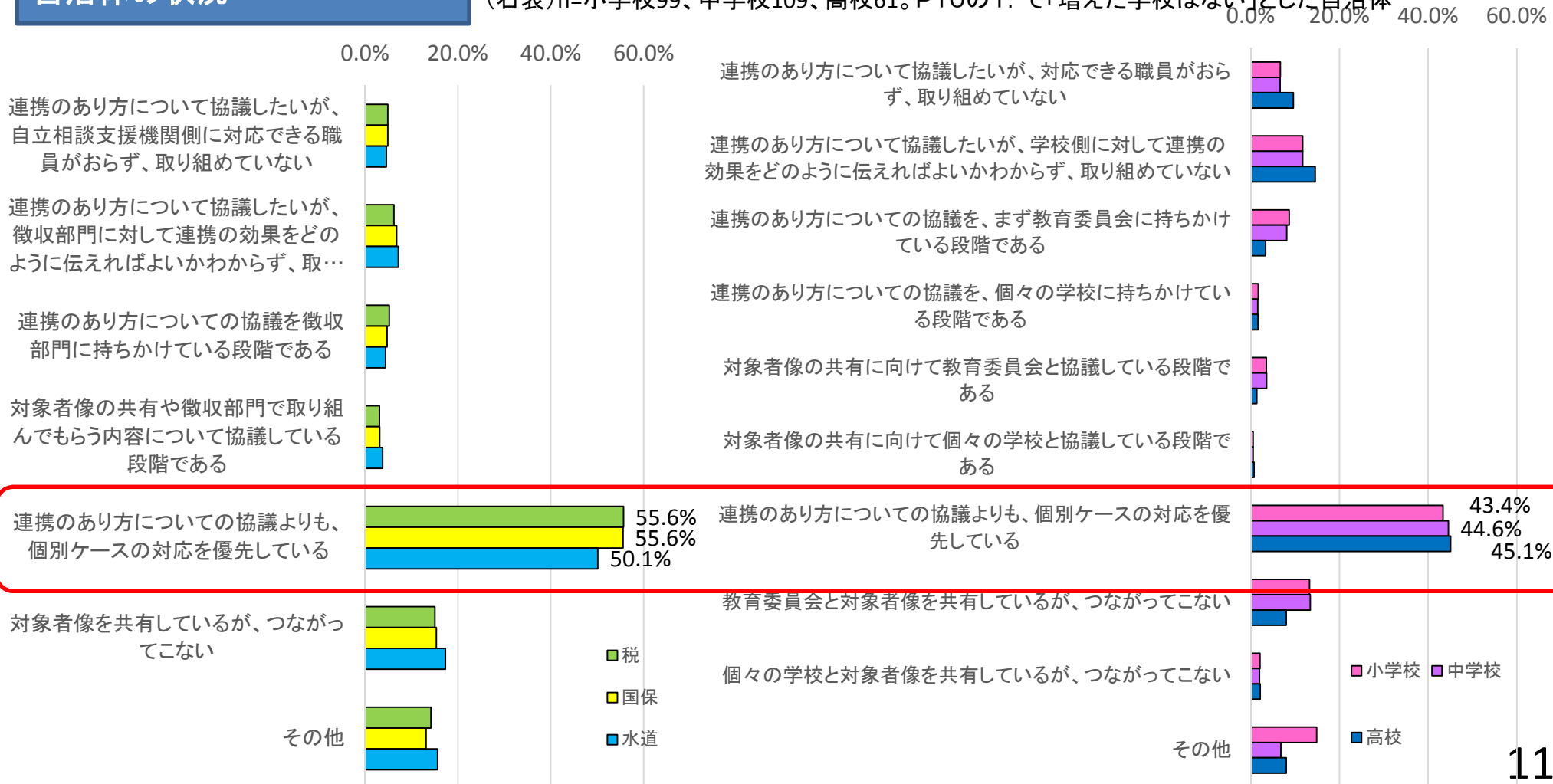


関係機関から相談がつながる際の実態③

○ 関係機関からつながる件数が増えていない自治体においても、個別ケースの対応が重ねられており、こうした対応を蓄積していくことによって、連携関係ができ、つながる件数が増加していくと推察される。

つながる件数が増えていない自治体の状況

(左表)n=税611、国保630、水道762。P9の1. で「変わらない」「減った」とした自治体
 (右表)n=小学校99、中学校109、高校61。P10の1. で「増えた学校はない」とした自治体

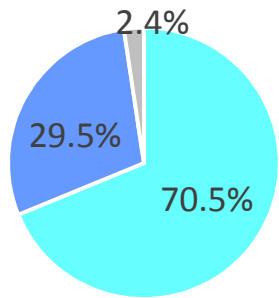


関係機関から相談がつながる際の実態④

○ 福祉事務所(生活保護担当)からは、①生活保護の相談段階と、②生活保護廃止の段階でつながっている。

1. つながってきた実績

■ 日常的に ■ まれに ■ ない



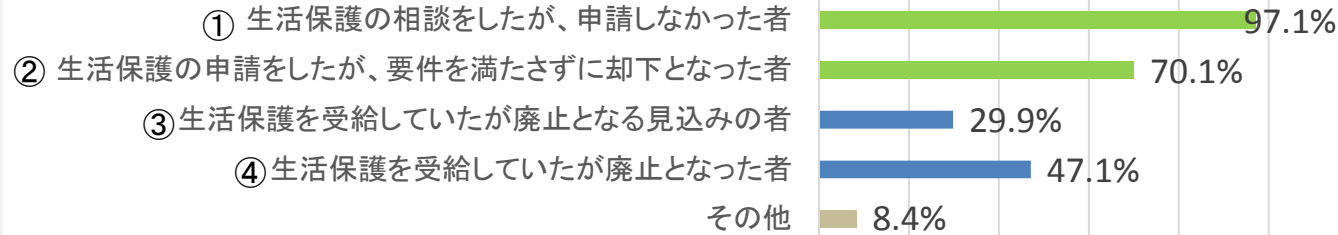
n=550、福祉事務所(生活保護担当)が困窮者法所管であるが自立相談支援事業を委託している415自治体及び福祉事務所(生活保護担当)が困窮者法の施行に直接関係していないとする135自治体の回答。

2. つながってきた相談者の状況

(複数回答)

n=537。1で「日常的に」又は「まれに」つながってきた実績があると回答した自治体において見られた相談者の状況

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



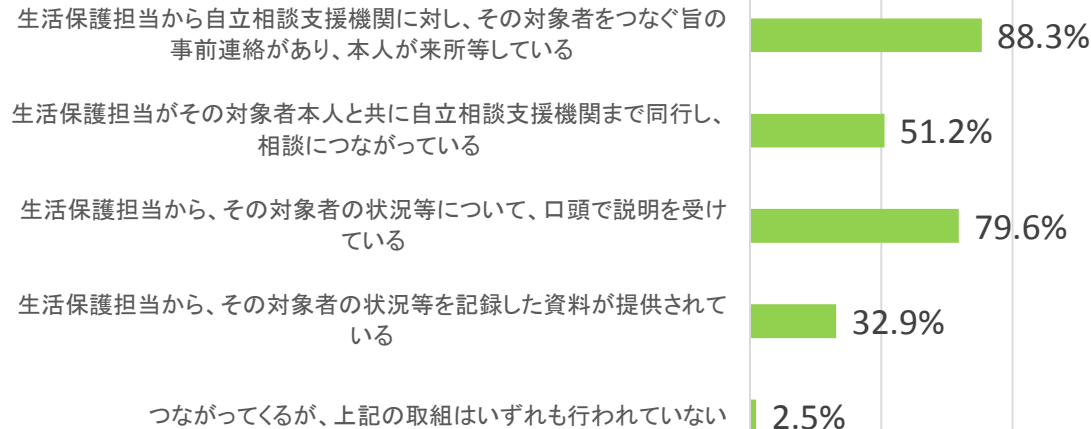
3. 生活保護相談段階でつながる際の取組

(複数回答)

n=529。2で①・②の双方又はいずれかを回答した自治体における取組。

生活保護担当において自立相談支援機関を教示し、本人が来所する等により相談につながっている(生活保護担当と自立相談支援機関の間のやりとりはない)

0.0% 50.0% 100.0%

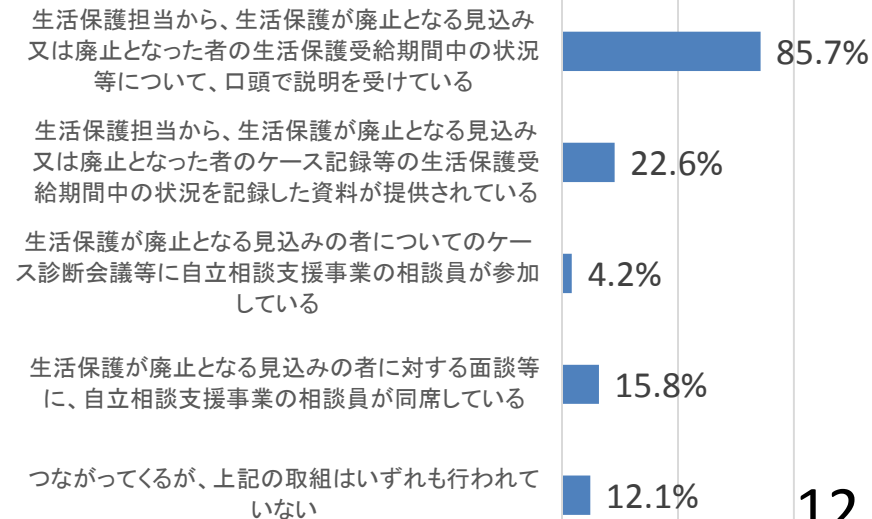


4. 生活保護廃止段階でつながる際の取組

(複数回答)

n=265。2で③・④の双方又はいずれかを回答した自治体における取組。

0.0% 50.0% 100.0%

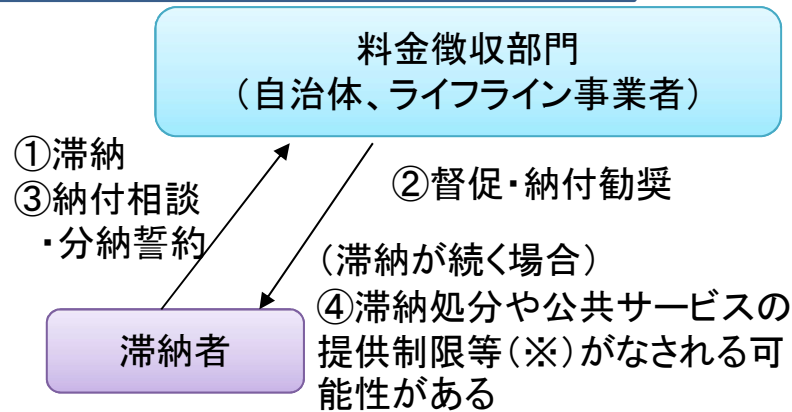


自立相談支援機関と自治体の他部門等との連携

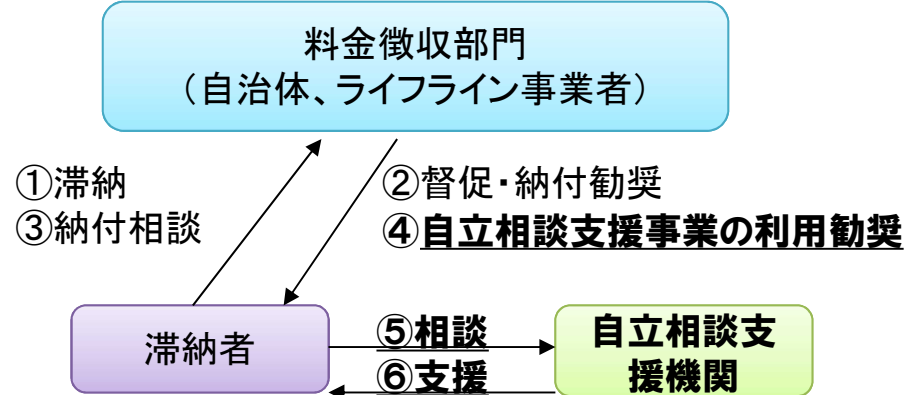
- 支援を必要とする生活困窮者を支援につなげていくためには、自治体内の他部門等で生活困窮の端緒を把握した場合は、その部門において自立相談支援機関を案内する(つなぐ)取組が重要。

1. 税、保険料等の徴収部門のケース

【支援イメージ】

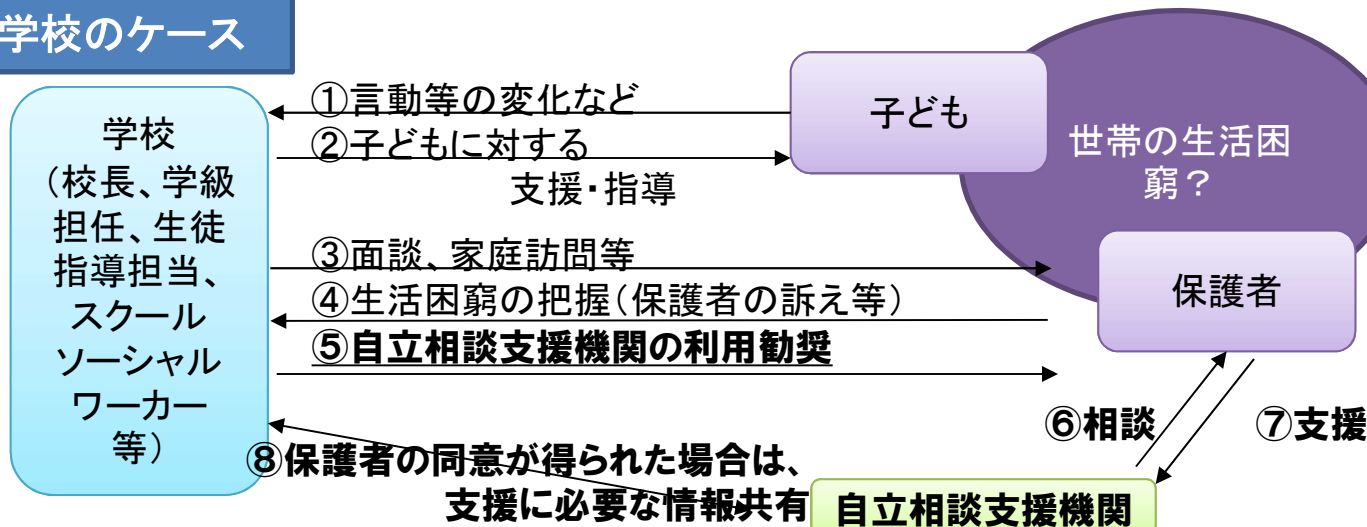


※国民健康保険被保険者証の返還・被保険者資格証明書の交付、公営住宅の明渡請求、水道、電気、ガス等の供給停止等



2. 学校のケース

【支援イメージ】



子どもの支援・指導と世帯の自立支援に並行して取り組むことにより、子どもに顕在化している課題の背景も含めた根本的な解決を図ることができる。

1. 自立相談支援事業に生活困窮者をつなげる仕組み
 - ② 地域との連携

身近な生活圏での制度周知等の取組

- 自立相談支援事業の機関数は全国で1,345箇所(平成27年度)であり、概ね一福祉事務所設置自治体が1カ所を設置しているケースが多く、ある程度広域的な設置となっている。
※政令市においては行政区ごとに設置している自治体もあるが、広域的という点では共通と考えられる。
- 自立相談支援事業側において、従来からの地域の取組も活用しつつ、相談につながりやすくするための身近な生活圏での取組が工夫されている一方、制度によらないいわゆる「何でも相談」を受けの仕組みを作り、自立相談支援事業へつなぐ取組も行われている。

1. 自立相談支援事業における取組例

自治体	取組
山形県酒田市	社協が長年培ってきた「 36の学区・地区社協を母体とする地域福祉活動 」を通じた制度周知により、相談につながっている。
東京都八王子市	市内民生委員の活動地区20地区すべてを回り、直接、制度周知 を実施。自治会連合会役員に依頼し、 周知チラシの全戸回覧 を実施したところ、相談件数が大幅に増加。
沖縄県那覇市	2、3か月に一度定期的に、 相談窓口以外に4地区の公民館等で「何でも相談会」(出張相談会) を実施。支援員だけでなく弁護士や保健師、ハローワーク等の関係機関も一緒に相談に当たっている。
福島県いわき市	新規相談件数を分析すると、 自立相談支援機関の周辺地区に比べて離れた地区からの相談が少ないことが判明したため、月1回の出張相談会 を実施することとした。

2. 身近な圏域で地域課題を把握する取組

自治体	取組
東京都世田谷区	高齢、障害、子育て、生活困窮などの世帯に対する包括的支援 を行うため、身近な地区において福祉の相談窓口を開設。
神奈川県藤沢市	自立相談支援事業の委託先である社会福祉協議会の 相談支援員とCSWが連携し、複合的課題に対し地域の中で総合的・包括的に対応 できる体制を整備。
静岡県富士宮市	地域での相談窓口として「福祉相談センター」を生活圏域ごとに11か所設置。 地域包括支援センターや分野ごとの相談機関が一元的に総合相談支援を実施 。
三重県名張市	複合的な生活課題を抱える人の相談に、 地域包括支援センターがワンストップ窓口として機能 するよう体制整備。
大阪府豊中市	小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」 において、ごみ屋敷などの把握した課題を地域住民と共に解決を図る。

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案における社会福祉法改正)

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

(平成29年6月2日公布 社会福祉法改正は平成30年4月1日施行)

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)

(*) 例えば、地域住民ボランティア 地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

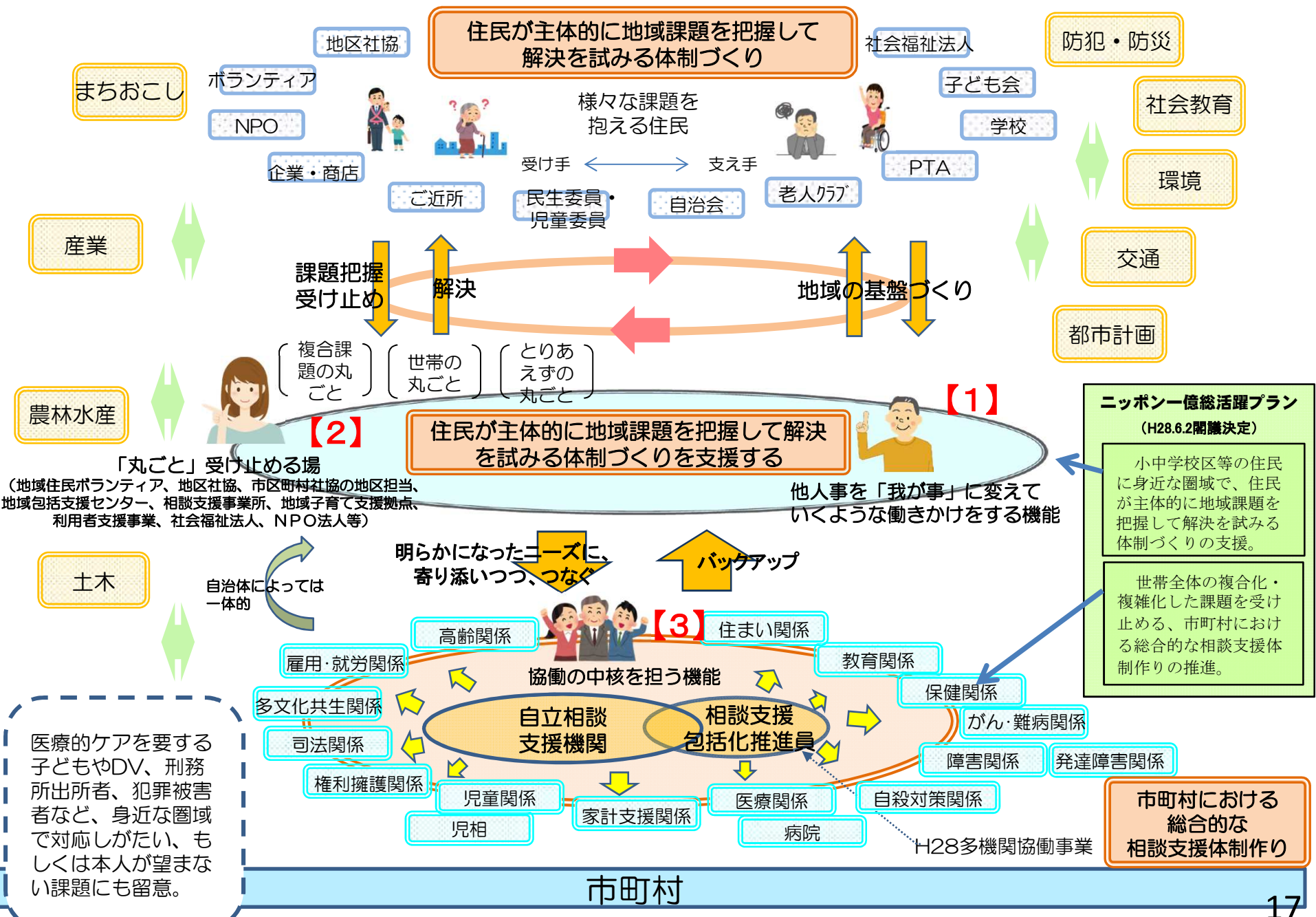
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

住民に身近な圏域

市町村域等



(参考) 社会福祉法改正

(地域福祉の推進) ※第2項を新設

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務) ※条全体を新設

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業

三 介護保険法第一百五十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(参考) 社会福祉法改正

(包括的な支援体制の整備) ※条全体を新設

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

潜在的な支援ニーズの把握(ひきこもりの場合)

- 自ら自立相談支援機関に相談できない人も含め、必要とする人に支援を届けるためには、まずは地域ごとにそのニーズを把握することが重要。
- ひきこもりの人の実態把握については、秋田県藤里町の取組が先進事例であるが、類似の取組が全国的に拡がり始めている。

自治体の行った「ひきこもり」等の実態把握の例

	調査の概要	調査結果の概要
秋田県 藤里町	平成22年に町社会福祉協議会が戸別訪問して把握。その後、「福祉の拠点 こみっと」を開設。	当初、長期不就労等によるひきこもり状態であると把握したのは113名。※支援を通じて4年後には25名に激減。 平成26年度に「こみっと」についての情報提供のため戸別訪問した166名のうちでは、ひきこもり歴ゼロは99人(卒業間近の高校生、失業直後の人等)、不明が31人(仕事はあるが就労が不安定である人等)と、ひきこもり以外で支援を要する人のニーズ掘り起こしにもつながっている。
北海道 津別町	全世帯から5分の1を無作為抽出し、平成27年7～12月に調査用紙を郵送・個別訪問で回収(回収率84.6%)。	町内全体の15歳以上65歳未満の人のうち、長期のひきこもりの状態にある人が2.0%。その内訳は、全員が男性で、半数以上が40歳以上。
岡山県 総社市	平成27年度、地区社協単位(全14地区)で、民生委員、福祉委員等の座談会形式で把握。	207人(人口比0.3%)のひきこもりの人(※)を地域で把握していることが判明。30代が最多で51人(24.6%)、次いで40代の45人(22.4%)。男性が女性の2倍以上となっている。今後は、事例調査、サポーター養成、居場所の設置などに取り組む予定。 ※「義務教育終了後であって、おおむね6ヶ月以上社会から孤立している状態」と定義。
島根県	県内の担当地区を持つ民生委員・児童委員に対し、平成25年11月現在でアンケート調査を実施(回収率81.2%)	把握できた「ひきこもり状態の方等(※)」は人口比で0.15%。 ※15歳以上で「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方」「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買物などで外出することがある方」等と定義。

(注)北海道津別町については、平成27～29年度日本学術振興会科学研究費基盤研究による大阪市立大学岩間伸之教授他による研究。

潜在的な支援ニーズの把握（多機関協働モデル事業）

- 多機関協働モデル事業を実施する自治体等に対し、顕在化しがたいニーズ（「8050」や「ごみ屋敷」状態にある者など）の把握を依頼したところ、様々な機関が該当する世帯等を把握しつつも対応にあぐねていたり、本人の支援拒否などにより放置されているケースが少なくないことが明らかとなった。相談支援包括化推進員との連携により、課題解決が行われていくことが予定されている。

県市名(人口)	調査の概要(手法等)	調査結果の概要
山形県山形市 (25万3千人)	市内全ての地域包括支援センター(13か所)および居宅介護支援事業所(66か所)に対し、調査票を送付(回収率70%)。	「8050」を、「65歳以上の親と、無職で親の年金で生活する子がいる世帯」と定義。回答があった事業所(56か所)において、支援をしている6,198世帯のうち、132世帯(2.1%)に該当世帯があった。このうち、約半数はケアマネジャー等が対応に苦慮しており、今後、「福祉まるごと相談員」(相談支援包括化推進員)と連携して支援することとしている。
栃木県栃木市 (16万人)	市内の居宅介護支援事業所53か所のうち15か所、相談支援事業所21か所のうち4か所に対し訪問。後日、調査票を回収。	①親の介護と子育てを同時にしている:35世帯。②80歳以上の親と50代の無職未婚の子が同居している:75世帯。③不登校、引きこもり、ニートなど18~20歳の生活支援を必要としている:14人。④障害の疑いがあるが手帳申請や受診を拒否:53人。⑤ごみ屋敷に暮らしている:65世帯。
三重県名張市 (8万人)	市内全ての「まちの保健室」(直営による地域包括支援センターのランチ)全15か所に照会。	①親の介護と子育てを同時にしている:32世帯。②65歳以上の親と50代前後の無職未婚の子が同居している:19世帯。③18~20歳で、児童養護施設を利用したくても年齢要件で利用できない:2人。④支援拒否がある:22人。⑤ごみ屋敷に暮らしている:36世帯。
三重県伊賀市 (9万4千人)	全ての地区民児協に依頼し、全民生委員・児童委員に調査票を配布。(回収率93%)	①ひきこもり状態やニートであると思われた人:132人。②生活困窮状態で何らかの福祉的支援が必要と思われるが、支援を受けていない人:40人。
大阪府豊中市 (40万4千人)	社協を除く「福祉ごみ処理プロジェクト」に参画する機関(※)に調査票を配布。	「ごみ屋敷」を176件把握し、多機関連携のない137件について改善が図られていなかった。(※=地域福祉課、消防局、保健予防課、障害福祉課、高齢者支援課、福祉事務所、環境業務課、住宅課、地域包括支援センター、社協)

2. 支援における情報共有の仕組み

支援における情報共有の仕組み

- 自立相談支援事業においては、相談時に関係機関との情報共有について包括的な同意を取りつつ、個々の情報共有の際にはその都度本人同意を取りながら支援を実施することが一般的である。
- これは、自治体ごとの個人情報保護条例に基づく運用である。
※関係機関側から情報共有を受ける際も、同様に関係機関側で本人同意を取ることが一般的。

自立相談支援事業における流れ

①相談 → ②相談受付・申込書の記入(情報共有について同意) → ③個々の情報共有時の同意

※相談受付・申込書の本人同意欄



■相談申込み欄

○○様

上記の相談内容等について、自立・家計相談支援の利用を申し込みます。

また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意に当たっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。

平成__年__月__日 本人署名_____ 印

(例)

- ◆ 他機関との間で、支援の実施、各種事業等の利用申込やプラン策定に関する調整を行う
- ◆ 他機関が実施する支援を受ける
- ◆ プラン終了後に関係機関との連携が必要な場合
- ◆ 各種福祉制度申込時に、事前に本人が特定される形で相談する場合
- ◆ 医療機関につなぐ場合

(参考)個人情報保護条例の規定(例)

個人情報保護条例においては、利用目的以外の目的で、保有している個人情報を利用・提供してはならないと定めつつ、利用目的以外の利用等が認められる場合が限定的に定められている。

具体的には、本人の同意がある場合、法令に定めがある場合のほか、例えば、

- ・ 個人の生命、身体、財産の保護のため緊急かつやむをえない場合
- ・ 犯罪の予防等公共の安全と秩序を維持する目的で、必要な限度で利用等することに相当の理由がある場合
- ・ 法令で定める所掌事務の遂行に必要な限度で実施機関内部で利用する場合で、相当の理由がある場合
- ・ 専ら学術研究・統計の作成目的である場合 などの規定例が見られる。

支援における情報共有に関連する他制度

- 支援における情報共有のうち、行政部門が保有する情報を共有する際は、個人情報保護条例のほか、地方公務員法第34条・地方税法第22条の守秘義務との関係を整理する必要がある。
- 例えば、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会は、「情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができること」とされており、本人同意なく情報を共有しても、個人情報保護条例及び地方公務員法の守秘義務には抵触しない。

要保護児童対策地域協議会と支援調整会議の比較

	要保護児童対策地域協議会	(参考)支援調整会議
目的	支援対象児童等(要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦)の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	プランの適切性の協議、各支援機関によるプランの共有、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う。
設置根拠	児童福祉法(第25条の2)	生活困窮者自立相談支援事業等実施要領
構成員・参加者	関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者	自立相談支援機関ほか支援関係者
構成員の守秘義務	正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(罰則あり)	特段の守秘義務は存在しない(地方公務員法等の守秘義務を定めた関係法令に従う必要)

○地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二条 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

地域力検討会における指摘

- 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」(地域力強化検討会・平成28年10月～、座長:原田正樹日本福祉大学教授)の中間とりまとめ(平成28年12月26日)においては、住民主体の課題把握や解決に当たり、情報共有面での課題があると指摘されている。

地域力強化検討会中間とりまとめ(抜粋)

2 各論

(3) 地域福祉計画等法令上の取扱いについて (守秘義務に伴う課題)

- 住民主体の課題把握や解決にあたり、例えば、地域住民から課題を聞きとった民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員等の守秘義務を有する者が、専門機関等と話し合っ解決策を検討し、(守秘義務を有していない)住民の協力も得ながら取り組んでいこうという場面で、住民との間で個人情報共有することが難しいという課題が指摘されており、法制的な対応を含めて検討すべきである。

参考: 中間とりまとめの概要(抜粋)

【現状認識】

- ・ 少子高齢・人口減少
→ 地域の存続の危機
→ 人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・ 課題の複合化・複雑化
- ・ 社会的孤立・社会的排除
- ・ 地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・ 地方創生・地域づくりの取組
- ・ 生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

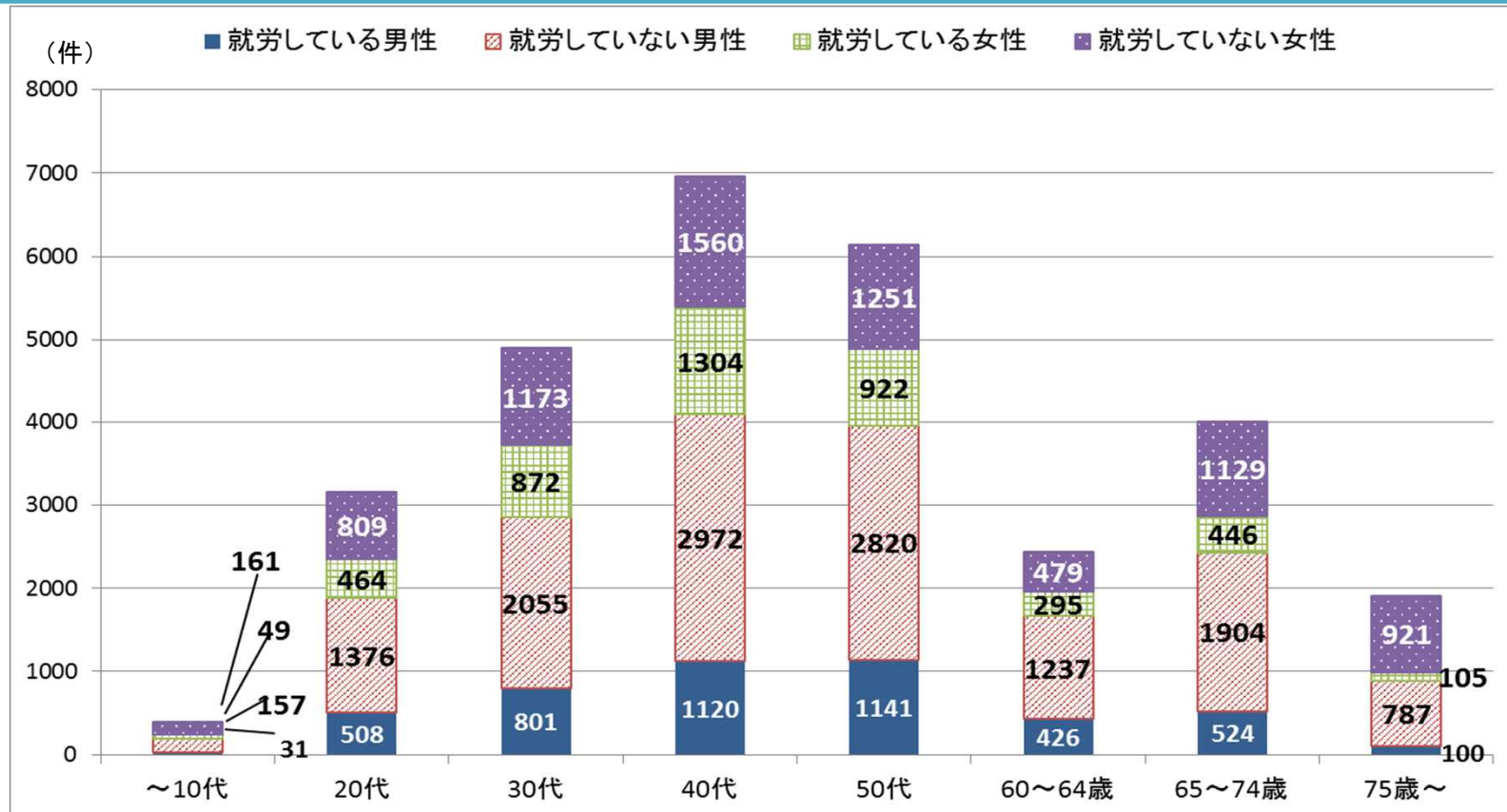
【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、**「我が事」の意識を醸成**
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- **地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

3. 「断らない」相談支援の実現

新規相談者の状況（性別・世代別・就労状況）

- 新規相談者の状況を性別・世代別・就労の有無別に見ると、
 - ・ 全体の6割を男性が占めるが、特に40～50代の就労していない男性で全体の約19.4%を占める（27年度は約21.4%）。
 - ・ 全体の約30.5%が就労している（男性で約25.9%、女性で約37.3%。27年度は約28.0%）。
 - ・ 65歳以降の相談者が全体の約19.8%を占める（27年度は約18.5%）。
- 新規相談者のうち、子どものいる50代以下の相談者が全体の約3割を占める。

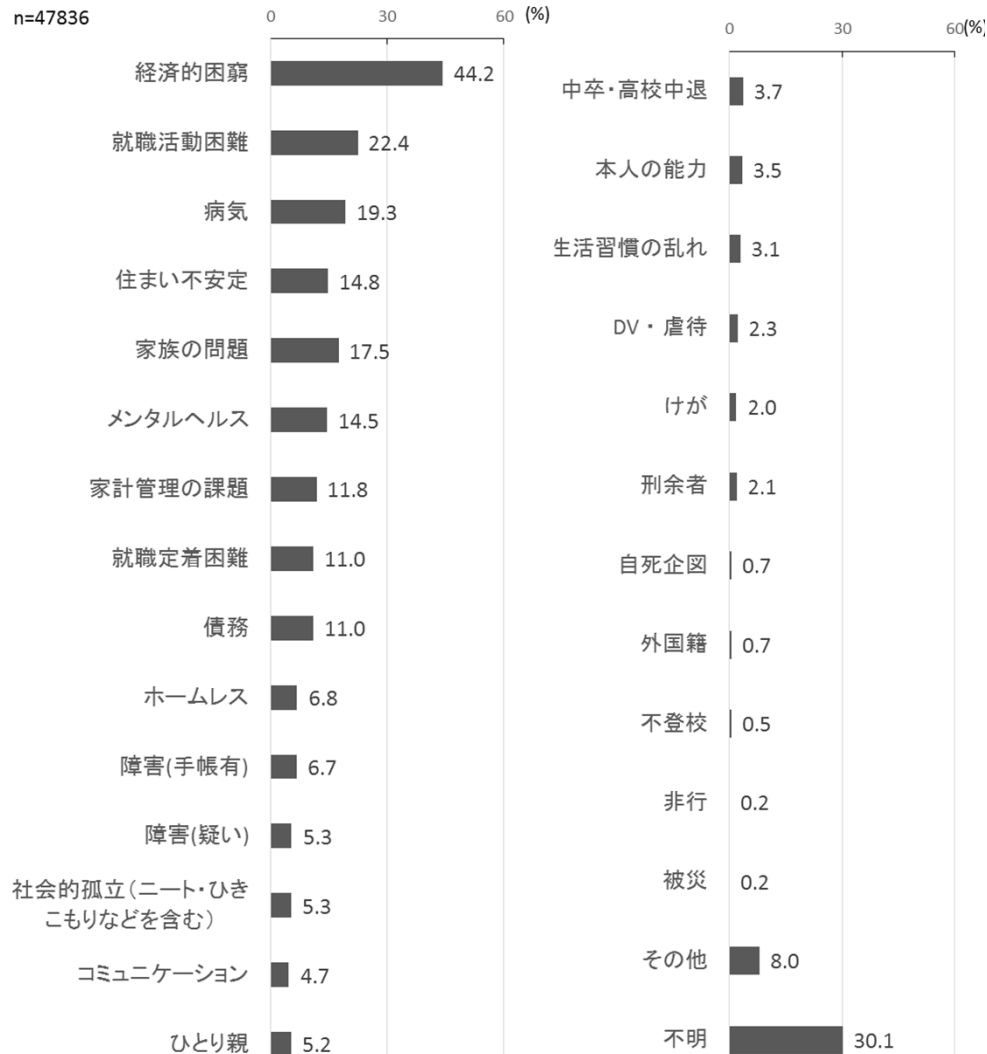


（出典）平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」（みずほ情報総研株式会社）。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースのうち、年齢・性別・就労状況の3つが明らかな29,899ケースについてグラフ化したもの。

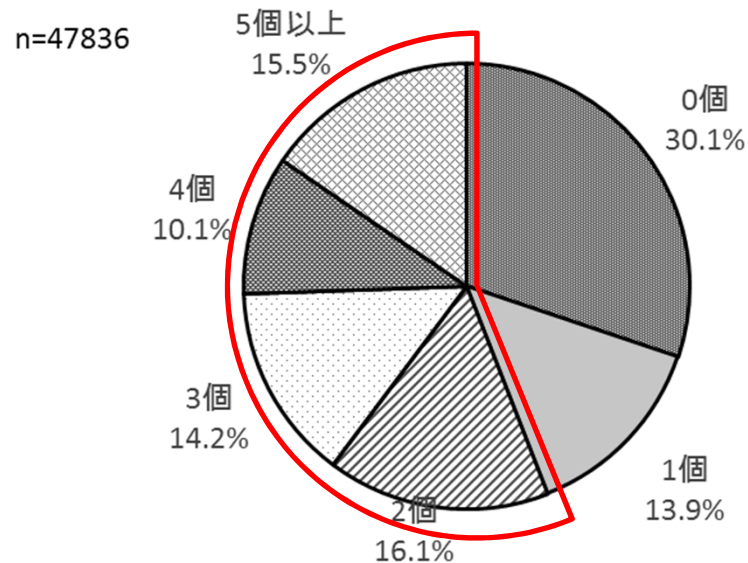
新規相談者の状況(本人の抱える課題)

○ 新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

「断らない」相談支援の実現

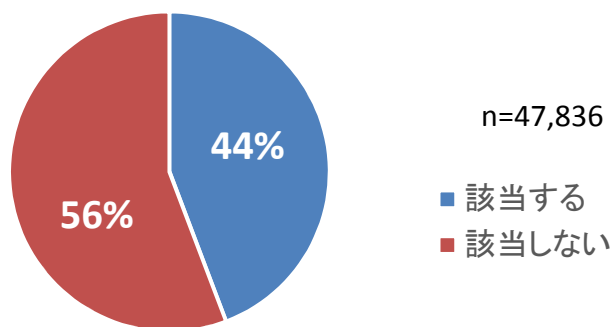
- 法に定める生活困窮者に該当するかどうかは、一見してわかるという性質のものではなく、相談・アセスメントを通じて見極めることになる。
- したがって、自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要(そのようにしなければ、支援を要する生活困窮者に対して支援をすることは困難)。実態としても、相談時点で「経済的困窮」に該当する人は約5割である。

1. 法に定める「生活困窮者」の定義

○生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2. 新規相談者の状態像(経済的困窮が課題である割合)



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

3. 経済的困窮が主訴でない相談から、生活困窮が明らかになるケース(相談実例)

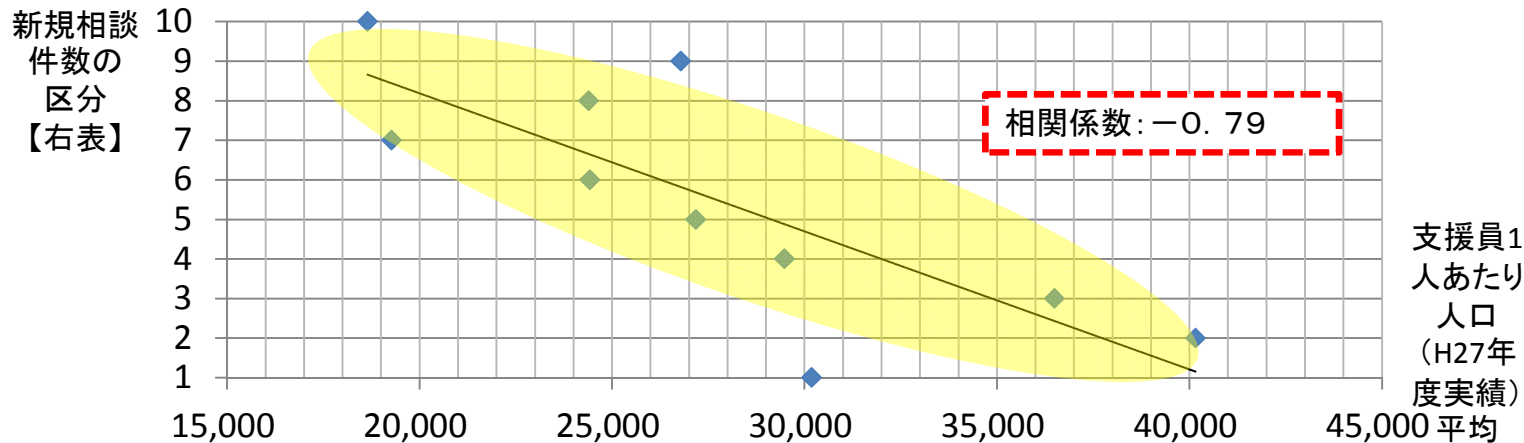
- ◆ 近隣住民からの相談で、隣に住むA氏宅の樹木の枝が自分の敷地まで伸びており、庭の手入れもされておらず枯れ葉の処理や倒木の危険があることと、A氏が野良猫に餌付けをしており糞や餌の残りの臭いで困っているとの内容。
- ◆ A氏は50代一人暮らしの男性で両親死亡後、地域社会から孤立。仕事量が減り収入が減少したことで生活に困り、身の回りのことや樹木についても手が付かない、猫の餌やりが生きがいであることなどが分かる。
- ◆ その後、自立相談支援機関が収入増に向けた就労支援や、関係機関の協力による樹木の管理、民生委員との連携による地域活動への声かけ等の支援につなげた。

4. 自立相談支援事業の体制

支援員配置と新規相談件数の関係

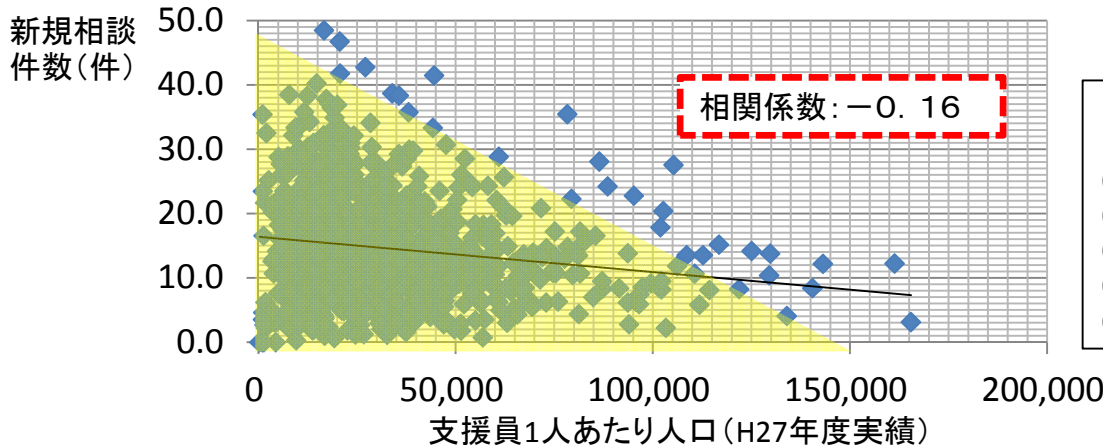
○ 901自治体の新規相談件数の分布を10区分に分け、各区分に属する自治体の「支援員一人あたり人口（平均値）」と各区分の関係を見ると、「支援員一人あたり人口」が小さい（＝人口規模に対する配置支援員数が多い）ほど、新規相談件数が多い区分となる傾向が見られる。

※支援員一人あたり人口（平均値）…「新規相談件数」の各区分に属する自治体の「支援員一人あたり人口」の平均値。



区分No	新規相談件数 (10万人あたり)	サンプル数(n)
10	45~50件未満	2
9	40~45件未満	4
8	35~40件未満	12
7	30~35件未満	26
6	25~30件未満	64
5	20~25件未満	99
4	15~20件未満	157
3	10~15件未満	259
2	5~10件未満	187
1	0~5件未満	74

(参考) 901自治体の分布



相関係数 (R) と相関関係	
$1.0 \geq R \geq 0.7$	高い相関がある
$0.7 \geq R \geq 0.5$	かなり高い相関がある
$0.5 \geq R \geq 0.4$	中程度の相関がある
$0.4 \geq R \geq 0.3$	ある程度の相関がある
$0.3 \geq R \geq 0.2$	弱い相関がある
$0.2 \geq R \geq 0.0$	ほとんど相関がない

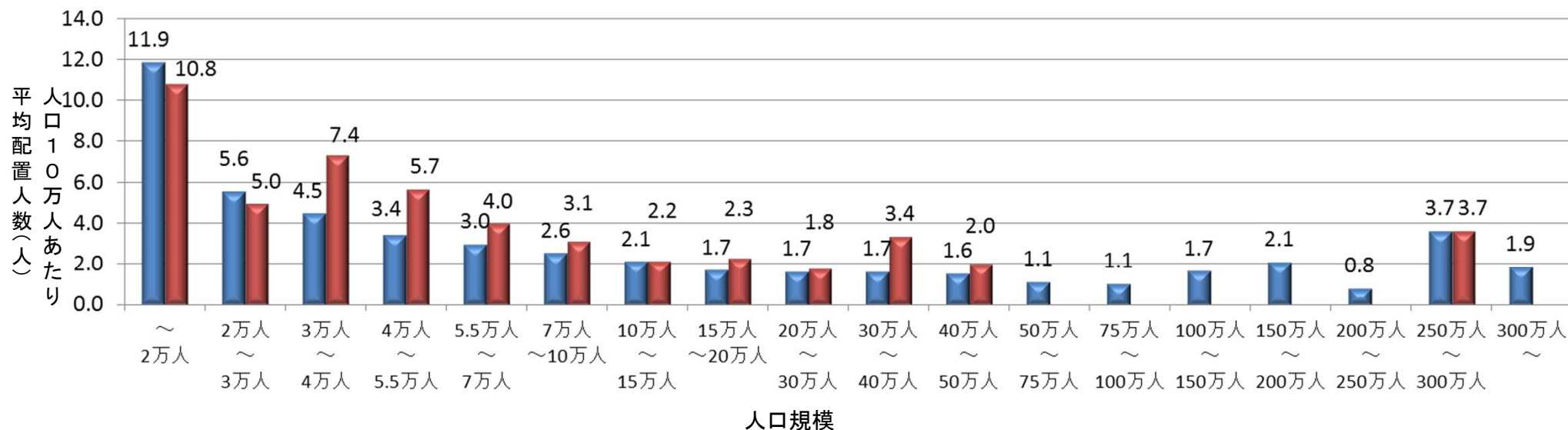
支援実績の高い自治体の支援員配置状況

○ 支援実績の高い自治体の自立相談支援事業の支援員配置実態を見ると、概ね、全自治体と比較して配置数が多くなっている。

○ 人口区分別の平均人員配置数(人口10万人あたり)について、平成27年度支援実績を元に、支援実績の高い自治体と全自治体を比較。

支援実績の高い自治体：新規相談受付件数が目安値以上かつプラン作成件数が全国平均以上。

○ 「人口50万人未満」の自治体では、「2万人未満」「2万人以上～3万人未満」の自治体を除き、支援実績の高い自治体の方が平均人員配置数が多いことが確認された。



■ 平均配置人数(全自治体) ■ 平均配置人数(新規相談受付件数が目安値(22.0件)以上かつプラン作成件数が全国平均(4.3件)以上)

特にご議論いただきたい点

特にご議論いただきたい点

1. 自立相談支援事業に生活困窮者をつなげる仕組み

- 支援が必要な人を相談につなげるため、自治体の各部署が生活困窮の端緒を把握した際、本人・世帯に対して自立相談支援事業を案内する取組を推進する必要があるのではないか。
(考えられる例)
 - ・ 税や保険料の滞納者が担当課に納付相談に訪れ、生活困窮がうかがわれる場合
 - ・ スクール・ソーシャル・ワーカーが支援する子どもの世帯で、生活困窮がうかがわれる場合
 - ・ 生活保護の相談をしたが申請しなかった、申請をしたが要件を満たさずに却下となった者
- また、社会福祉法改正により、地域力強化の取組が進むことで、地域から課題を抱える世帯が浮かび上がってくることが想定される。そうした地域の動きを自立相談支援事業でしっかり受け止め、多機関協働の中核を担っていくべきではないか。

2. 支援における情報共有の仕組み

- 関係機関が把握している情報を共有しながら、効果的な支援をしているケースとはどのようなものがあるか。※本人同意があることが前提。
(考えられる例)
 - ・ 支援対象世帯にこれまでににかかわってきた関係部署ごとの支援経過を確認することにより、適切な支援方針を立てることができる
 - ・ 支援対象世帯の所得や課税の状況、公共料金の滞納情報等を確認することにより、経済的困窮の現状把握と今後の見通しが可能となり、それに応じた支援方針を立てることができる
- 上記のような支援を行おうとする場合に、セルフネグレクト状態、支援拒否、連絡がつかない等により本人同意が取れないために情報共有ができず、支援が滞る場面があるか。そうした場合、本人同意が取れなくとも情報共有できる枠組みの必要性についてどう考えるか。

特にご議論いただきたい点

3. 「断らない」相談支援の実現

- 生活困窮者をしっかりと支援につなげるための「断らない」相談支援を担保する方策についてどう考えるか。

4. 自立相談支援事業の体制

- 自立相談支援事業の体制面と、新規相談件数には相関関係が見られることを踏まえ、自立相談支援事業の体制をどう考えるか。

(検討の視点(例))

- ・ 今後、1のとおり、自立相談支援事業につなげることをさらに重視することをどう考えるか。
- ・ 継続ケースの蓄積や支援困難ケースにしっかり対応していく必要があることをどう考えるか。
- ・ 支援員の配置数の少ない自治体はなぜ配置を増やさないのか。
- ・ 自治体間で支援員の配置についてばらつきがある中、例えば、支援員の配置基準の設定等をすれば、支援員の配置数の少ない自治体の底上げを図ることができるか。